

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成28年 1 月21日

【発行者名】 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大越 昇一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信  
(連絡場所)  
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【電話番号】 03 - 6736 - 2000

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 日興JPMアジア・ディスカバリー・ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## ．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成27年7月23日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

## ．【訂正の内容】

## 第一部【証券情報】

## (4) 発行（売出）価格

&lt; 訂正前 &gt;

(略)

販売会社については、後記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

&lt; 訂正後 &gt;

(略)

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

## (5) 申込手数料

&lt; 訂正前 &gt;

(略)

販売会社については、後記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

自動けいぞく投資契約\*に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

\* 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「自動けいぞく投資」とは、収益の分配がなされた場合、収益分配金より税金を差し引いた後、自動的に当ファンドに再投資するものをいいます。ただし、受益者が収益分配金の再投資停止にかかる販売会社所定の手続をとった場合は、収益分配金を受け取ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(以下略)

&lt; 訂正後 &gt;

(略)

販売会社に関しては、前記「(4) 発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約\*に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

\* 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「自動けいぞく投資」とは、収益の分配がなされた場合、収益分配金より税金を差し引いた後、自動的に当ファンドに再投資するものをいいます。ただし、販売会社によって、受益者が収益分配金の再投資停止にかかる販売会社所定の手続をとった場合は、収益分配金を受け取ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(以下略)

## (6) 申込単位

&lt; 訂正前 &gt;

(略)

販売会社については、後記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

&lt; 訂正後 &gt;

(略)

販売会社に関しては、前記「(4) 発行(売出)価格」の照会先までお問い合わせください。

## (8) 申込取扱場所

&lt; 訂正前 &gt;

申込期間中、次の場所において申込みを取扱います。(本書において、「販売会社」ということがあります。)

申込取扱場所	本店および本社所在地
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(注) 一部の本支店等で取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

&lt; 訂正後 &gt;

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、前記「(4) 発行(売出)価格」の照会先までお問い合わせください。

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## (10) 払込取扱場所

&lt; 訂正前 &gt;

(略)

販売会社については、前記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

&lt; 訂正後 &gt;

(略)

販売会社に関しては、前記「(4) 発行(売出)価格」の照会先までお問い合わせください。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(二) ファンドの特色

&lt; 訂正前 &gt;

本書で使用される名称等について、以下のとおり定義します。

### 「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ

J Pモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にあり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。委託会社は、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。

#### **E M A Pアジア株式運用チーム**

E M A Pアジア株式運用ストラテジーにより、日本を含むアジア太平洋地域の株式の運用を担当するポートフォリオ・マネジャーの総称で、国別スペシャリストおよび地域スペシャリストで構成されています。「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社で横断的に構成されているため、同一の法人に所属しているとは限りません。

同チームは、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ内で横断的に構成された、新興国および日本を含むアジア太平洋地域の各国への投資を担当する、エマージング・マーケット・アンド・アジア・パシフィック・エクイティーズ・チーム（略称：E M A P）に属します。E M A Pアジア株式運用チームおよび同チームを含めたE M A P内で情報交換が行われ、各銘柄の調査・分析に活用されています。

（略）

#### **地域スペシャリスト**

E M A Pアジア株式運用チームにおいて、アジア地域全体をカバーして調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャーのことをいいます。

（略）

#### **国別モデル・ポートフォリオ**

国別スペシャリストが構築するその国の銘柄のみで構成されたモデル・ポートフォリオ（参考となる標準的な構成銘柄等の一覧）のことをいいます。

、（略）

アジア地域だけでなく、先進国から新興国までグローバルに張り巡らされた調査網を活用します。「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループのグローバルな調査網を活用します。

、（略）

< 訂正後 >

本書で使用される名称等について、以下のとおり定義します。

## J . P . モルガン・アセット・マネジメント

J P モルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。委託会社は、J . P . モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

### E M A P アジア株式運用チーム

E M A P アジア株式運用ストラテジーにより、日本を含むアジア太平洋地域の株式の運用を担当するポートフォリオ・マネジャーの総称で、国別スペシャリストおよびアジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャーで構成されています。J . P . モルガン・アセット・マネジメント各社で横断的に構成されているため、同一の法人に所属しているとは限りません。

同チームは、J . P . モルガン・アセット・マネジメント内で横断的に構成された、新興国および日本を含むアジア太平洋地域の各国への投資を担当する、エマージング・マーケット・アンド・アジア・パシフィック・エクイティーズ・チーム（略称：E M A P）に属します。E M A P アジア株式運用チームおよび同チームを含めたE M A P 内で情報交換が行われ、各銘柄の調査・分析に活用されています。

（略）

### アジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャー

E M A P アジア株式運用チームにおいて、アジア地域全体をカバーして調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャーのことをいいます。

### セクター・アナリスト

E M A P において、新興国および日本を除くアジア太平洋地域の各国の企業の財務分析、業界分析等により、株式等の投資価値の分析・評価を行う者をいいます。

（略）

、（略）

アジア地域だけでなく、先進国から新興国までグローバルに張り巡らされた調査網を活用します。J . P . モルガン・アセット・マネジメントのグローバルな調査網を活用します。

、（略）

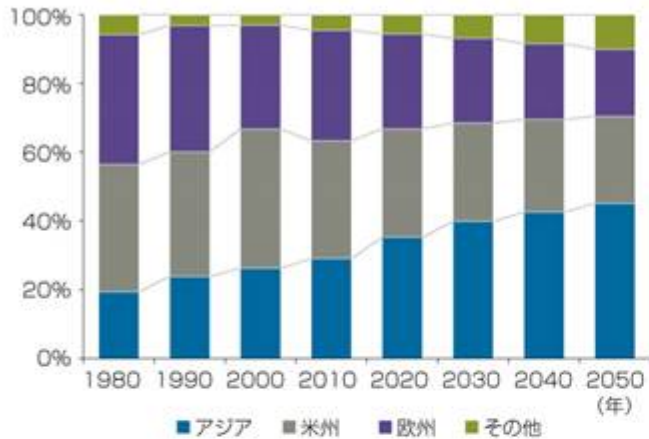
原届出書の第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（二）ファンドの特色 <参考情報>について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

## アジア各国間の“貿易における引力の法則”

### 存在感高まるアジア経済圏

世界のGDPに占める各地域の割合



出所：ゴールドマン・サックス

期間：1980年～2050年(10年毎の数値) 2020年以降は予測値

### アジア経済圏における経済発展と貿易拡大のイメージ

これまでのアジア



地理的な距離

経済規模の大きさ

これからのアジア



円の大きさは経済規模をイメージしたものであり、矢印の太さは貿易額の大きさをイメージしたものです。実際の経済規模や貿易額を示したものではありません。

#### (ご参考) 貿易における引力の法則「グラビティ・モデル」

グラビティとは引力のこと。当モデルは経済学の用語で、近い星ほど引き合う力が強いように、**距離が近い国ほど貿易額が多く、また、国の規模が大きいほど、その貿易額が大きくなる傾向が強いことを言います。**過去、欧州において経済が拡大し、米国に次ぐ巨大な経済圏を形成したことからも実証されています。

アジアではかつて、日本が唯一の経済大国でしたが、中国やインド、韓国、ASEAN(東南アジア諸国連合)などが成長することによる経済規模の拡大と、地理的な距離の近さから、相互の貿易額が拡大する等、アジア経済圏において国々の経済が結びつきを深めています。

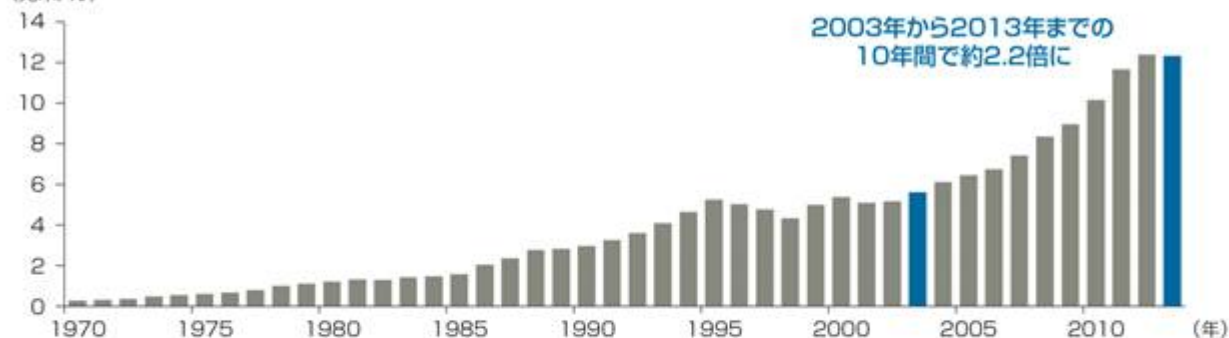
前記は過去の実績や将来の予測、作成時点における当社および当社グループの判断を示したものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

## 活性化するアジア経済圏

- アジアの経済は、今後も高い成長が予想されており、中間所得層の増加による個人消費の拡大が企業業績に寄与すると期待されています。
- また、アジア経済圏域内での取引も活性化しており、アジアの企業はこの恩恵を受けると考えられます。

### アジアの最終消費支出の推移

(兆ドル)

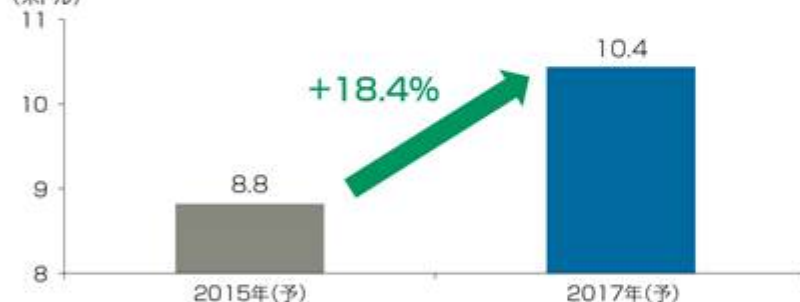


出所：世界銀行 期間：1970年～2013年

アジアは日本、中国、香港、インドネシア、韓国、シンガポール、タイ、インド、マレーシアの合計。最終消費支出とは、最終消費財の購入に充てられた支出金額。

### アジア企業の1株当たり利益(EPS)の予想

(米ドル)



出所：ブルームバーグ

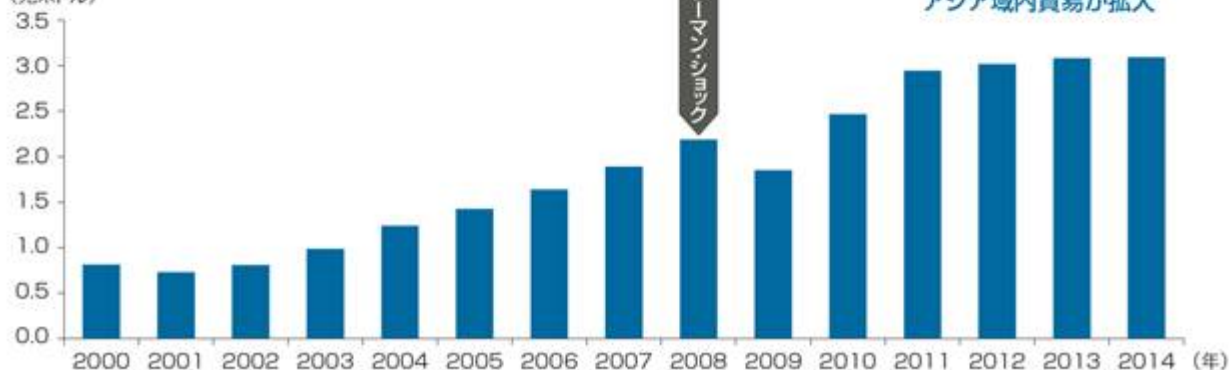
アジア：MSCI AC アジア・インデックス

2015年12月7日時点におけるブルームバーグ集計のコンセンサス予想。

MSCIの各インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。

### アジアの域内向け輸出額の推移

(兆米ドル)



出所：WTO 期間：2000年～2014年

アジアは、WTOの定義するアジアを使用。

前記は過去の実績や将来の予測、作成時点における当社および当社グループの判断を示したものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

### マザーファンドにおける日本を含むアジア株式の運用体制

マザーファンドの運用において、J P モルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門 J . P . モルガン・アセット・マネジメントにおける、E M A P に属する E M A P アジア株式運用チームの総合力を結集します。

E M A P アジア株式運用チームは、E M A P アジア株式運用戦略に基づくアジア太平洋地域の株式運用で40年以上の実績を持つ、経験豊富な運用チームのひとつです。



EMAPアジア株式運用チームの概況



運用資産額は約4.8兆円\*

年間延べ約7,300件の企業取材 (2014年実績)

担当国に特化して現地に密着した企業取材を行う担当者と、各国の個別企業及び産業を横断的に分析する担当者が多面的な調査・分析を行うことで「情報優位の獲得」を目指しています。

\*企業取材とは、企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。

2015年9月末現在

\* 運用資産額は、2015年9月末の為替相場(1米ドル=119.77円)にて円換算。委託会社以外の資産も含まれます。

(右図)EMAPアジア株式運用チームの人員が所属する拠点および人数を示しています。委託会社以外も含まれます。

前記は過去の実績や将来の予測、作成時点における当社および当社グループの判断を示したものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

### (3) ファンドの仕組み

<訂正前>

(略)

(ロ) 当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

(略)

S M B C 日興証券株式会社(販売会社)

(略)

(ハ) 委託会社の概況

資本金 2,218百万円(平成27年5月末現在)

~ (略)

大株主の状況(平成27年5月末現在)

(以下略)

<訂正後>

(略)

(ロ) 当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

(略)

販売会社

(略)

(ハ) 委託会社の概況



資本金 2,218百万円（平成27年11月末現在）

～（略）

大株主の状況（平成27年11月末現在）

（以下略）

## 2【投資方針】

（1）投資方針

<訂正前>

（イ）運用方針

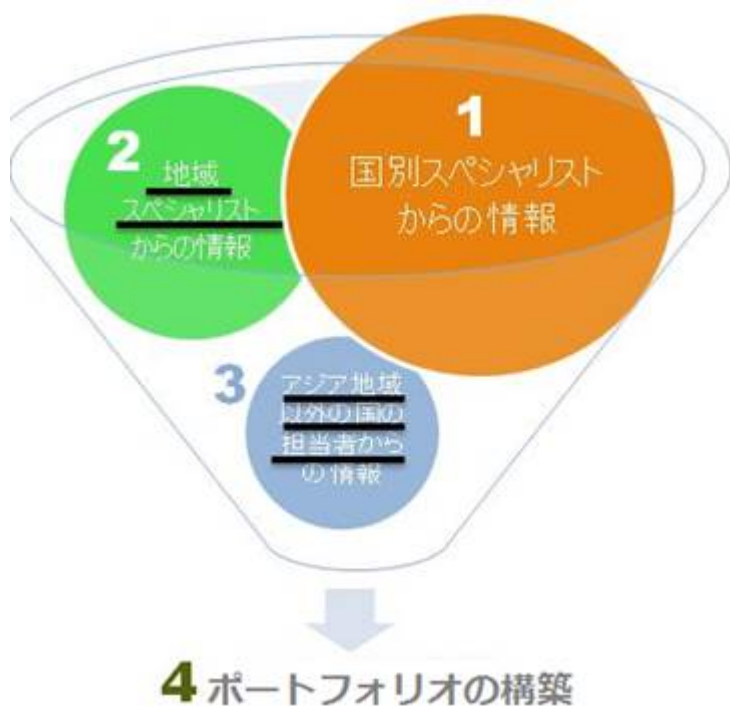
（略）

（ロ）投資態度

（略）

E M A P アジア株式運用チームの国別スペシャリストおよび地域スペシャリストからの情報ならびに「J P モルガン・アセット・マネジメント」グループ各社の他の運用グループの情報を基に運用を行います。

マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。



## 1. 国別スペシャリストからの情報

国別スペシャリストは、担当国に特化して現地に密着した企業取材を行い、各企業の事業内容、収益性、財務・経営状況等を徹底的に調査・分析します。その上で、各国の経済動向等のマクロ動向を加味し、各国の推奨銘柄群を抽出します。

## 2. 地域スペシャリストからの情報

地域スペシャリストは、アジア地域内の経済動向等のマクロ動向および個別企業を比較・分析します。

## 3. アジア地域以外の国の担当者からの情報

アジア地域以外の国の担当者\*は、アジアの企業の業績に与える影響等を分析するため、アジア地域以外の国の競合他社の個別企業情報を収集します。

情報の提供

## 4. ポートフォリオの構築

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、1で抽出された各国の推奨銘柄群を中心に2のアジア地域の情報、さらに3のアジア地域以外の国からの情報を加味して総合的に企業分析を行い、投資対象銘柄を絞り込みます。その上で、投資目的、リスク、業種分散等を考慮して、利益成長性が高く、割安であると判断される銘柄に投資します。

\* 「アジア地域以外の国の担当者」とは、E M A Pアジア株式運用チーム以外の「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社に所属し、アジア地域以外の国のそれぞれの担当国において、調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャーやアナリスト等のことをいいます。

(注) 前記で使用する情報は委託会社以外の「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループに所属する者からのものも含まれます。

(以下略)

<訂正後>

(イ) 運用方針

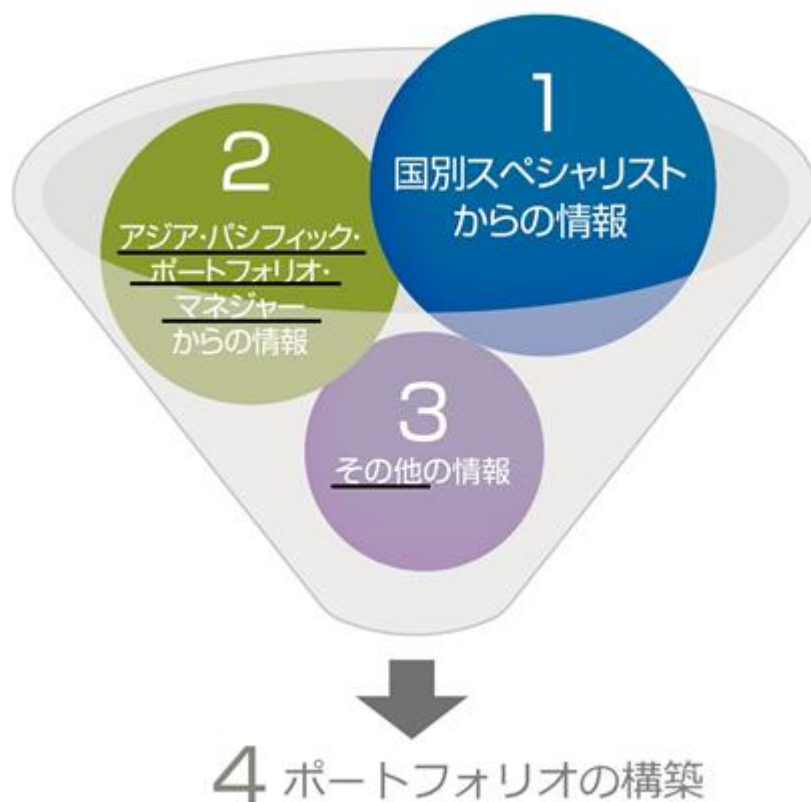
(略)

(口) 投資態度

(略)

EMAPアジア株式運用チームの国別スペシャリスト、アジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャーおよびセクター・アナリストからの情報ならびにJ.P.モルガン・アセット・マネジメント各社の他の運用グループの情報を基に運用を行います。

マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。



## 1. 国別スペシャリストからの情報

国別スペシャリストは、担当国に特化して現地に密着した企業取材を行い、各企業の事業内容、収益性、財務・経営状況等を徹底的に調査・分析します。そのうえで、各国の経済動向等のマクロ動向を加味し、各国の推奨銘柄群を抽出します。

## 2. アジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャーからの情報

アジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャーは、アジア地域内の経済動向等のマクロ動向および個別企業を比較・分析します。

## 3. その他の情報

アジア地域以外の国の担当者\*1は、アジアの企業の業績に与える影響等を分析するため、アジア地域以外の国の競合他社の個別企業情報を収集します。セクター・アナリストは、個別企業および当該企業が所属する産業の見通し、経営陣の資質、資本構成や競争優位性、個別企業の利益成長、配当持続性、株価バリュエーション\*2の変化、通貨価値等の調査・分析を行います。また、これらの調査・分析に基づき、各企業の今後5年間の株価予想リターンをランキングします。

情報の提供

## 4. ポートフォリオの構築

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、1で抽出された各国の推奨銘柄群を中心に2のアジア地域の情報を加味して総合的に企業分析を行い、投資対象銘柄を絞り込みます。そのうえで、投資目的、リスク、業種分散等を考慮して、利益成長性が高く、割安であると判断される銘柄に投資します。

\* 1 「アジア地域以外の国の担当者」とは、EMAPアジア株式運用チーム以外のJ.P.モルガン・アセット・マネジメント各社に所属し、アジア地域以外の国のそれぞれの担当国において、調査・運用を行うポートフォリオ・マネジャーやアナリスト等のことをいいます。

\* 2 「株価バリュエーション」とは、企業の利益・資産等の企業価値に対して、株価が相対的に割安であるかの判断をいいます。

(注) 前記で使用する情報は委託会社以外の「J.P.モルガン・アセット・マネジメント」に所属する者からのものも含まれません。

(以下略)

## (2) 投資対象

<訂正前>

(イ) 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。(日興JPMアジア・ディスカバリー・ファンド信託約款(以下「信託約款」といいます。))

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

(略)

ニ. 約束手形(上記イに該当するものを除きます。)

ホ. 金銭債権(上記イ、ロ、ハまたはニに該当するものを除き、外国為替の売買の予約にかかるものを含まず。)

2. 為替手形

(略)

(参考) マザーファンドの投資対象

(イ) マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。(GIMアジア・ディスカバリー・マザーファンド(適格機関投資家専用)信託約款(以下「マザーファンド信託約款」といいます。))

1. 次に掲げる特定資産

(略)

ニ. 約束手形(上記イに該当するものを除きます。)

ホ. 金銭債権(上記イ、ロ、ハまたはニに該当するものを除き、外国為替の売買の予約にかかるものを含まず。)

2. 為替手形

(以下略)

<訂正後>

(イ) 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。(日興JPMアジア・ディスカバリー・ファンド信託約款(以下「信託約款」といいます。))

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

(略)

ニ. 約束手形(前記イに該当するものを除きます。)

ホ. 金銭債権(前記イ、ロ、ハまたはニに該当するものを除き、外国為替の売買の予約にかかるものを含まず。)

2. 為替手形

(略)

(参考) マザーファンドの投資対象

(イ) マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。(G I Mアジア・ディスカバリー・マザーファンド(適格機関投資家専用)信託約款(以下「マザーファンド信託約款」といいます。))

1. 次に掲げる特定資産

(略)

二. 約束手形(前記イに該当するものを除きます。)

ホ. 金銭債権(前記イ、ロ、ハまたはニに該当するものを除き、外国為替の売買の予約にかかるものを含まず。)

2. 為替手形

(以下略)

(3) 運用体制

<訂正前>

- 当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制

(略)

EMAPアジア株式運用チーム内で国別スペシャリスト(46名(内委託会社8名所属))と地域スペシャリスト(14名(内委託会社2名所属))が運用に携わり、それぞれの役割を補完し合っています。

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、EMAPアジア株式運用チームのほか、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社からの情報を活用し、最終的な投資判断を行います。

(略)

委託会社は、マザーファンドにおける日本以外の有価証券の売買執行の業務を同じ「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループに属するJ Fアセット・マネジメント・リミテッド(香港法人)\* (以下「J Fアセット」といいます。)に委託しています。また、それにかかる資金の管理およびそれに伴う為替取引についてもJ Fアセットへ委託しています。

J Fアセットのセントラル・ディーリング部門は、日本以外の有価証券について、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーによる投資判断を受け、売買を執行します。

\* J Fアセット・マネジメント・リミテッド(香港法人)および委託会社は、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。

(略)

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、平成27年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

<訂正後>

- 当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制

(略)

EMAPアジア株式運用チーム内で国別スペシャリスト(50名(内委託会社8名所属))とアジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャー(14名(内委託会社3名所属))が運用に携わり、それぞれの役割を補完し合っています。また、EMAPに所属するセクター・アナリスト(19名)から提供される情報も活用します。

国別スペシャリストとアジア・パシフィック・ポートフォリオ・マネジャーを兼務している場合があります。

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、EMAPアジア株式運用チーム、セクター・アナリストのほか、「J . P . モルガン・アセット・マネジメント」各社からの情報を活用し、最終的な投資判断を行います。

（略）

委託会社は、マザーファンドにおける日本以外の有価証券の売買執行の業務を同じ「J.P.モルガン・アセット・マネジメント」に属する「JFアセット・マネジメント・リミテッド（香港法人）」（以下「JFアセット」といいます。）に委託しています。また、それにかかる資金の管理およびそれに伴う為替取引についても「JFアセット」へ委託しています。

「JFアセット」のセントラル・ディーリング部門は、日本以外の有価証券について、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーによる投資判断を受け、売買を執行します。

\* 「JFアセット・マネジメント・リミテッド（香港法人）」は、「J.P.モルガン・アセット・マネジメント」の一員です。

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、平成27年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

#### （４）分配方針

<訂正前>

（略）

<参考>

収益分配金の支払いについて

収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。以下同じ。）について販売会社に交付され、税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が収益分配金の再投資停止にかかる販売会社所定の手続をとった場合は、収益分配金を受け取ることができます。

（以下略）

<訂正後>

（略）

<参考>

収益分配金の支払いについて

収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。以下同じ。）について販売会社に交付され、税引き後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、販売会社によって、受益者が収益分配金の再投資停止にかかる販売会社所定の手続をとった場合は、収益分配金を受け取ることができます。

（以下略）

### 3【投資リスク】

#### （１）リスク要因

## &lt; 訂正前 &gt;

(略)

カントリーリスク

(略)

## ・ 税制に関するリスクおよび留意点

インドの株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売却益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対して最大1.2225%のその他の税（以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。）が適用されます。また有価証券の売買時に売買代金に対して0.10%の有価証券取引税が適用されます。（税率は全て平成27年4月末現在）その他に、インド・ルピーの売買に関し行われる外国為替取引についてサービス税が課される場合があります。その税率および課税対象となる額は、外国為替取引の形態により異なります。将来これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合には、マザーファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

(略)

予測不可能な事態が起きた場合等について

(略)

さらに、当ファンドおよびマザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

## &lt; 訂正後 &gt;

(略)

カントリーリスク

(略)

## ・ 税制に関するリスクおよび留意点

インドの株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売却益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対して最大2.304%のその他の税（以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。）が適用されます。また有価証券の売買時に売買代金に対して0.10%の有価証券取引税が適用されます。（税率は全て平成27年11月末現在）その他に、インド・ルピーの売買に関し行われる外国為替取引についてサービス税が課される場合があります。その税率および課税対象となる額は、外国為替取引の形態により異なります。将来これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合には、マザーファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

(略)

予測不可能な事態が起きた場合等について

(略)

さらに、当ファンドおよびマザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドの基準価額およびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。



原届出書の第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3投資リスク(1)リスク要因末尾の参考情報 について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

## 参考情報

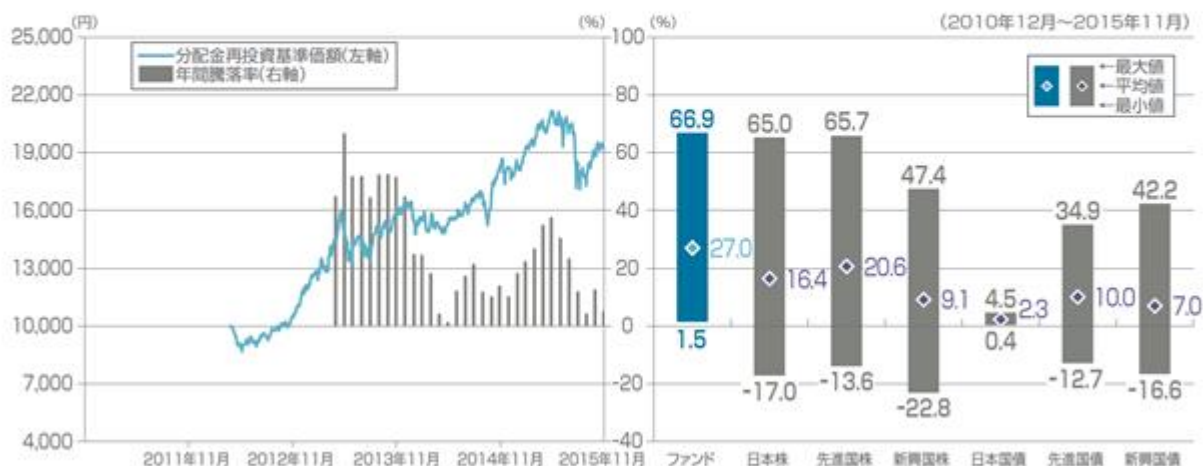
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

### <ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移>

2010年12月～2015年11月の5年間における、ファンドの分配金再投資基準価額(日次)、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。

### <ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における分配金再投資基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。ただし、ファンドは設定から6年未満で、設定日から2013年3月末までは年間騰落率が算出されないことから、それ以降の毎月末時点における年間騰落率を用いています。
- ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、実際の基準価額およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(東証)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東証に帰属しています。なお、ファンドは、東証により提供、保証または販売されるものではなく、東証は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスであり、著作権はCitigroup Index LLCに帰属しています。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

## ( 2 ) 投資リスクに関する管理体制

&lt; 訂正前 &gt;

( 略 )

( 平成27年 3 月末現在 )

( 以下略 )

&lt; 訂正後 &gt;

( 略 )

( 平成27年 9 月末現在 )

( 以下略 )

## 4 【手数料等及び税金】

## ( 1 ) 申込手数料

&lt; 訂正前 &gt;

( 略 )

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社	本店および本社所在地
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

(注) 一部の本支店等で取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

&lt; 訂正後 &gt;

( 略 )

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

## ( 5 ) 課税上の取扱い

&lt; 訂正前 &gt;

( 略 )

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成27年 5 月末現在成立しているものです。

( 略 )

法人、個人別の課税の取扱いについて

( a ) 個人の受益者に対する課税

( 略 )

( 八 ) 損益通算について

公募株式投資信託\*1(当ファンドを含みます。以下同じ。)の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等\*2の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家(税務署等)または販売会社にご確認ください。

\*1 「公募株式投資信託」とは、不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において債券以外の組入れが可能である投資信託をいいます。

\*2 「上場株式等」とは、上場株式、上場特定株式投資信託(ETF)、上場特定不動産投資信託(REIT)および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家(税務署等)にお問い合わせください。

<平成28年1月1日以降、以下の通り変更になります。>

公募株式投資信託\*1(当ファンドを含みます。以下同じ。)の配当所得および譲渡所得、ならびにその他の上場株式等\*2の利子所得、配当所得および譲渡所得の各所得間において損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家(税務署等)または販売会社にご確認ください。

\*1 「公募株式投資信託」とは、不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において債券以外の組入れが可能である投資信託をいいます。

\*2 「上場株式等」とは、上場株式、上場特定株式投資信託(ETF)、上場特定不動産投資信託(REIT)および公募株式投資信託ならびに特定公社債および公募公社債投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家(税務署等)にお問い合わせください。

## (二) 少額投資非課税制度について

公募株式投資信託は、税法上の少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISA(ニーサ)をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに取得した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、その年の1月1日現在満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISA(ニーサ)をご利用の場合、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは、販売会社にご確認ください。

<平成28年1月1日以降、以下の通り変更になります。>

公募株式投資信託は、税法上の少額投資非課税制度である「NISA」および「ジュニアNISA」の適用対象です。毎年、NISAをご利用の場合は年間120万円の範囲で、またジュニアNISAをご利用の場合は年間80万円の範囲で、新たに取得した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、その年の1月1日現在、NISAをご利用の場合は満20歳以上の方、ジュニアNISAをご利用の場合は満20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、少額投資非課税制度をご利用の場合、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは販売会社にご確認ください。

## (b) 法人の受益者に対する課税

(略)

\* 平成49年12月31日までの税率です。

(注)平成27年4月1日以後に開始する事業年度における益金不算入制度の適用はありません。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)に確認することをお勧めします。

<訂正後>

(略)

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成28年1月1日現在適用されるものです。

(略)

法人、個人別の課税の取扱いについて

(a) 個人の受益者に対する課税

(略)

(ハ) 損益通算について

公募株式投資信託\*1(当ファンドを含みます。以下同じ。)の配当所得および譲渡所得、ならびにその他の上場株式等\*2の利子所得、配当所得および譲渡所得の各所得間において損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家(税務署等)または販売会社にご確認ください。

\*1 「公募株式投資信託」とは、不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において債券以外の組入れが可能である投資信託をいいます。

\*2 「上場株式等」とは、上場株式、上場特定株式投資信託(ETF)、上場特定不動産投資信託(REIT)および公募株式投資信託ならびに特定公社債および公募公社債投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家(税務署等)にお問い合わせください。

(ニ) 少額投資非課税制度について

公募株式投資信託は、税法上の少額投資非課税制度である「NISA」および「ジュニアNISA」の適用対象です。毎年、NISAをご利用の場合は年間120万円の範囲で、またジュニアNISAをご利用の場合は平成28年4月1日以降年間80万円の範囲で、新たに取得した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、その年の1月1日現在、NISAをご利用の場合は満20歳以上の方、ジュニアNISAをご利用の場合は満20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、少額投資非課税制度をご利用の場合、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは販売会社にご確認ください。

(b) 法人の受益者に対する課税

(略)

\* 平成49年12月31日までの税率です。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)に確認することをお勧めします。

(以下略)

## 5【運用状況】

原届出書の第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

## (1)投資状況

(平成27年11月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	7,884,389,537	100.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	14,850,409	0.19
合計(純資産総額)		7,869,539,128	100.00

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「GIMアジア・ディスカバリー・マザーファンド(適格機関投資家専用)」です(以下同じ)。

## (参考)GIMアジア・ディスカバリー・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成27年11月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	3,675,809,200	46.62
	アメリカ	30,225,870	0.38
	香港	1,875,317,475	23.79
	シンガポール	117,277,155	1.49
	タイ	117,010,512	1.48
	フィリピン	93,327,349	1.18
	インドネシア	81,211,414	1.03
	韓国	633,202,488	8.03
	台湾	572,162,590	7.26
	中国	33,325,262	0.42
	インド	440,359,814	5.59
	小計	7,669,229,129	97.27
投資証券	日本	95,070,300	1.21
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	119,971,325	1.52
合計(純資産総額)		7,884,270,754	100.00

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2)上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1ファンドの性格(1)ファンドの目的及び基本的性格(イ)ファンドの目的」をご参照ください。

## (2)投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

(平成27年11月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	GIMアジア・ディスカバ リー・マザーファンド(適格機 関投資家専用)	3,871,919,431	2.1518	8,331,596,232	2.0363	7,884,389,537	100.19

## （参考）G I Mアジア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成27年11月30日現在）

順位	国/地域	投資国	種類	銘柄名	業種	株式数 または 口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	香港	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア・サービス	143,600	2,523.64	362,394,768	2,428.22	348,692,392	4.42
2	香港	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	361,000	826.57	298,394,477	737.02	266,066,025	3.37
3	台湾	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	504,000	548.48	276,435,948	522.64	263,410,560	3.34
4	韓国	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,721	153,042.16	263,385,560	140,927.39	242,536,055	3.08
5	日本	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	300,400	856.80	257,382,720	790.00	237,316,000	3.01
6	インド	インド	株式	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	自動車・自動車部品	23,035	6,429.78	148,110,166	8,427.29	194,122,671	2.46
7	日本	日本	株式	KDDI	情報・通信業	61,400	2,913.50	178,888,900	3,058.00	187,761,200	2.38
8	日本	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	23,800	8,462.97	201,418,686	7,657.00	182,236,600	2.31
9	香港	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP COMP OF CHINA-H	保険	263,500	829.59	218,597,001	686.30	180,841,367	2.29
10	日本	日本	株式	富士重工業	輸送用機器	33,900	4,155.00	140,854,500	5,088.00	172,483,200	2.19
11	香港	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	銀行	1,943,000	120.50	234,139,640	84.95	165,069,508	2.09
12	日本	日本	株式	日本電産	電気機器	16,700	8,863.00	148,012,100	9,518.00	158,950,600	2.02
13	香港	香港	株式	CK HUTCHISON HOLDINGS LIMITED	資本財	95,460	1,617.96	154,451,225	1,604.01	153,119,749	1.94
14	日本	日本	株式	村田製作所	電気機器	8,000	16,640.00	133,120,000	19,100.00	152,800,000	1.94
15	日本	日本	株式	キーエンス	電気機器	2,200	63,930.00	140,646,000	66,720.00	146,784,000	1.86
16	日本	日本	株式	朝日インテック	精密機器	22,700	3,725.00	84,557,500	5,350.00	121,445,000	1.54
17	日本	日本	株式	カシオ計算機	電気機器	44,600	2,458.00	109,626,800	2,715.00	121,089,000	1.54
18	日本	日本	株式	オリックス	その他金融業	66,200	1,906.50	126,210,300	1,776.50	117,604,300	1.49
19	日本	日本	株式	クボタ	機械	52,000	1,936.00	100,672,000	2,053.50	106,782,000	1.35
20	日本	日本	株式	ソニー	電気機器	33,100	3,739.00	123,760,900	3,177.00	105,158,700	1.33
21	香港	中国	株式	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	不動産	256,000	465.70	119,220,008	403.38	103,265,920	1.31
22	日本	日本	株式	ドンキホーテホールディングス	小売業	21,100	4,760.00	100,436,000	4,875.00	102,862,500	1.30
23	韓国	韓国	株式	KOREA ELECTRIC POWER CORPORATION	公益事業	19,071	4,994.44	95,249,058	5,283.45	100,760,675	1.28
24	日本	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	-	1,283	65,252.06	83,718,403	74,100.00	95,070,300	1.21
25	日本	日本	株式	ダイセル	化学	52,600	1,498.22	78,806,698	1,802.00	94,785,200	1.20
26	日本	日本	株式	楽天	サービス業	52,900	2,161.00	114,316,900	1,552.00	82,100,800	1.04
27	台湾	台湾	株式	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CORP	食品・飲料・タバコ	400,680	200.22	80,224,150	204.54	81,956,690	1.04
28	日本	日本	株式	エイチ・アイ・エス	サービス業	19,800	4,035.00	79,893,000	3,995.00	79,101,000	1.00
29	日本	日本	株式	H O Y A	精密機器	15,700	4,706.50	73,892,050	4,990.00	78,343,000	0.99
30	日本	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	17,000	4,804.59	81,678,164	4,565.00	77,605,000	0.98

（注）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（イ）ファンドの目的」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

## 種類別および業種別投資比率

（平成27年11月30日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.19

## （参考）G I Mアジア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成27年11月30日現在）

種類	国内/外国	業種	投資比率（%）
----	-------	----	---------

株式	国内	食料品	0.53
		化学	2.47
		医薬品	2.61
		ゴム製品	0.51
		ガラス・土石製品	0.66
		機械	1.35
		電気機器	10.61
		輸送用機器	5.41
		精密機器	3.21
		その他製品	1.94
		情報・通信業	4.20
		卸売業	1.40
		小売業	1.30
		銀行業	4.79
		その他金融業	2.37
		サービス業	3.28
		外国	エネルギー
	素材		0.98
	資本財		1.94
	運輸		1.04
	自動車・自動車部品		4.21
	耐久消費財・アパレル		1.60
	小売		0.41
	食品・飲料・タバコ		1.54
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス		2.48
	銀行		6.66
	各種金融		1.64
	保険		7.19
	不動産		4.00
	ソフトウェア・サービス		5.10
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器		4.24
	電気通信サービス		1.27
	公益事業	2.21	
半導体・半導体製造装置	3.34		
小計	97.27		
投資証券	-	1.21	

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## ( 3 ) 運用実績

## 純資産の推移

平成27年11月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(平成25年4月24日)	34,721	34,721	1.4369	1.4369
2期	(平成26年4月24日)	13,407	13,407	1.5322	1.5322
3期	(平成27年4月24日)	10,509	10,771	2.0021	2.0521
	平成26年11月末日	10,640	-	1.8217	-
	平成26年12月末日	10,424	-	1.8195	-
	平成27年1月末日	10,329	-	1.8366	-
	平成27年2月末日	10,553	-	1.9208	-
	平成27年3月末日	10,565	-	1.9563	-
	平成27年4月末日	10,597	-	1.9903	-
	平成27年5月末日	10,716	-	2.0508	-
	平成27年6月末日	10,034	-	1.9876	-
	平成27年7月末日	9,455	-	1.9784	-
	平成27年8月末日	8,230	-	1.8017	-
	平成27年9月末日	7,589	-	1.7031	-
	平成27年10月末日	8,025	-	1.8561	-
	平成27年11月末日	7,869	-	1.8721	-

## 分配の推移

期	1口当たり分配金(円)
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0500
4期(中間期)	0.0000

## 収益率の推移

期	収益率(%)
1期	43.69
2期	6.63
3期	33.93
4期(中間期)	7.56

(注)収益率とは計算期間末の基準価額(分配付)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落)(以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

## ( 4 ) 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)	残存口数(口)
1期	175,700,077,656	151,536,245,727	24,163,831,929



2期	3,450,203,367	18,863,445,429	8,750,589,867
3期	80,864,550	3,582,434,585	5,249,019,832
4期（中間期）	140,139,101	1,053,604,373	4,335,554,560

（注1）第1期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

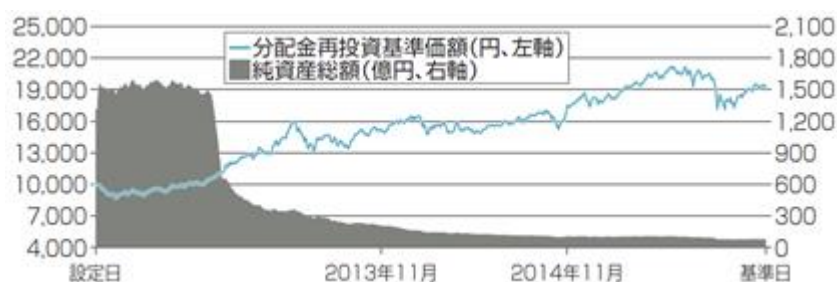
（注2）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

### <参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp/>）、または販売会社でご確認いただけます。  
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2015年11月30日	設定日	2012年4月25日
純資産総額	78億円	決算回数	年1回

### 基準価額・純資産の推移



### 分配の推移

期	年月	円
1期	2013年4月	0
2期	2014年4月	0
3期	2015年4月	500
	設定来累計	500

\* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

\* 分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

### 国別構成状況

投資国 1	投資比率 2
日本	47.9%
中国	17.5%
韓国	8.0%
台湾	7.3%
香港	7.1%
その他	10.9%

### 通貨別構成状況

通貨	投資比率 2
日本円	47.9%
香港ドル	24.2%
韓国ウォン	8.0%
新台幣ドル	7.3%
インドルピー	5.6%
その他	5.7%

### 業種別構成状況

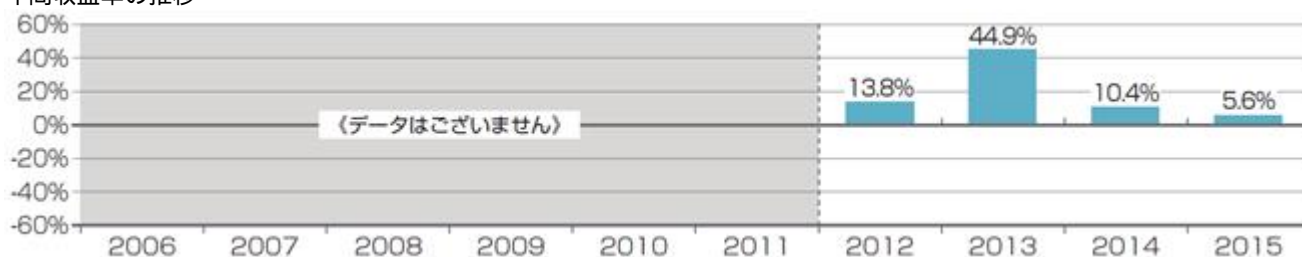
業種 3	投資比率 2
電気機器（国内）	10.6%
保険（外国）	7.2%
銀行（外国）	6.7%
輸送用機器（国内）	5.4%
ソフトウェア・サービス（外国）	5.1%
その他	62.5%

\* 上記比率にファンドで保有する投資信託証券は含んでいません。

### 組入上位銘柄

順位	銘柄名	投資国 <sup>※1</sup>	通貨	業種 <sup>※3</sup>	投資比率 <sup>※2</sup>
1	騰訊	中国	香港ドル	ソフトウェア・サービス	4.4%
2	友邦保険控	香港	香港ドル	保険	3.4%
3	台湾積体回路製造	台湾	新台幣ドル	半導体・半導体製造装置	3.3%
4	サムスン電子	韓国	韓国ウォン	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.1%
5	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	日本円	銀行業	3.0%
6	マルチ・スズキ・インディア	インド	インドルピー	自動車・自動車部品	2.5%
7	KDDI	日本	日本円	情報・通信業	2.4%
8	トヨタ自動車	日本	日本円	輸送用機器	2.3%
9	中国平安保険（集団）	中国	香港ドル	保険	2.3%
10	富士重工業	日本	日本円	輸送用機器	2.2%

### 年間収益率の推移



\* 年間収益率（%）= {（年末営業日の基準価額 + その年に支払われた税引前の分配金）÷ 前年末営業日の基準価額 - 1} × 100

\* 2012年の年間収益率は設定日から年末営業日、2015年の年間収益率は前年末営業日から2015年11月30日までのものです。

\* ベンチマークは設定していません。

\* 投資信託証券とは、投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券の総称です。

\* 当ページにおける「ファンド」は、日興JPマアジア・ディスカバリー・ファンドです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 1 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (イ) ファンドの目的」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。
- 2 ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。
- 3 業種別構成状況の国内(日本)は東証33業種、外国(日本以外)はMSCI分類に基づき分類していますが、委託会社の判断に基づき分類したものが一部含まれる場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

<訂正前>

(略)

受付時間

原則として、販売会社の営業日の午後3時まで、取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(略)

申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社	本店および本社所在地
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(注)一部の本店等で取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

<訂正後>

(略)

受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(略)

申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

### 2【換金(解約)手続等】

<訂正前>

(略)

## 換金価格

(略)

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。  
販売会社に関しては、前記「1 申込（販売）手続等 申込取扱場所」をご参照ください。  
換金時に手数料はかかりません。

(略)

## 受付時間

原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、換金申込みが行われ、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(以下略)

&lt;訂正後&gt;

(略)

## 換金価格

(略)

販売会社に関しては、前記「1 申込（販売）手続等 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。  
換金時に手数料はかかりません。

(略)

## 受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(以下略)

## 3【資産管理等の概要】

## (1) 資産の評価

&lt;訂正前&gt;

(略)

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社	本店および本社所在地
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(注) 一部の本支店等で取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

&lt;訂正後&gt;

(略)

受益権 1 万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権 1 万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

#### 4【受益者の権利等】

<訂正前>

（略）

（1）収益分配金の請求権

（略）

ただし、受益者が収益分配金の再投資停止にかかる販売会社所定の手続をとった場合は、収益分配金を受け取ることができます。収益分配金の支払いは、当該販売会社において行うものとします。この場合受益者は、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（以下略）

<訂正後>

（略）

（1）収益分配金の請求権

（略）

ただし、販売会社によって、受益者が収益分配金の再投資停止にかかる販売会社所定の手続をとった場合は、収益分配金を受け取ることができます。収益分配金の支払いは、当該販売会社において行うものとします。この場合受益者が、収益分配金の請求権について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（以下略）

### 第3【ファンドの経理状況】

#### < 訂正前 >

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成26年4月25日から平成27年4月24日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

#### < 訂正後 >

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

また、当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成26年4月25日から平成27年4月24日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

また、当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成27年4月25日から平成27年10月24日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた監査法人による中間監査を受けております。

原届出書の第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況 1 財務諸表について、以下の内容が追加されます。

#### < 追加 >

## 中間財務諸表

## 【日興 J P M アジア・ディスカバリー・ファンド】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位：円 )

	前計算期間末 (平成27年4月24日現在)	当中間計算期間末 (平成27年10月24日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	10,866,887,968	8,126,548,233
未収入金	38,036,880	1,773,330
流動資産合計	10,904,924,848	8,128,321,563
資産合計	10,904,924,848	8,128,321,563
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	262,450,991	-
未払解約金	38,036,880	18,639,128
未払受託者報酬	3,946,116	3,532,099
未払委託者報酬	90,196,954	80,733,615
その他未払費用	1,232,054	1,115,360
流動負債合計	395,862,995	104,020,202
負債合計	395,862,995	104,020,202
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1 5,249,019,832	1 4,335,554,560
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	5,260,042,021	3,688,746,801
( 分配準備積立金 )	4,759,578,927	3,826,242,933
元本等合計	10,509,061,853	8,024,301,361
純資産合計	10,509,061,853	8,024,301,361
負債純資産合計	10,904,924,848	8,128,321,563

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 (自 平成26年4月25日 至 平成26年10月24日)	当中間計算期間 (自 平成27年4月25日 至 平成27年10月24日)
営業収益		
有価証券売買等損益	694,079,541	641,050,981
営業収益合計	694,079,541	641,050,981
営業費用		
受託者報酬	4,427,845	3,532,099
委託者報酬	101,207,791	80,733,615
その他費用	1,413,103	1,115,360
営業費用合計	107,048,739	85,381,074
営業利益又は営業損失（ ）	587,030,802	726,432,055
経常利益又は経常損失（ ）	587,030,802	726,432,055
中間純利益又は中間純損失（ ）	587,030,802	726,432,055
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	123,008,518	69,924,324
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,657,321,773	5,260,042,021
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,651,172	141,148,536
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,651,172	141,148,536
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,317,286,591	1,055,936,025
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,317,286,591	1,055,936,025
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,809,708,638	3,688,746,801

## ( 3 ) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当中間財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前計算期間末 (平成27年4月24日現在)	当中間計算期間末 (平成27年10月24日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	8,750,589,867円	5,249,019,832円
期中追加設定元本額	80,864,550円	140,139,101円
期中一部解約元本額	3,582,434,585円	1,053,604,373円
受益権の総数	5,249,019,832口	4,335,554,560口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	2.0021円 (20,021円)	1.8508円 (18,508円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	前計算期間末または当中間計算期間末
1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	中間貸借対照表計上額は前計算期間末または当中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件による場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。



## （参考）

当ファンドは「GIMアジア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「GIMアジア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## （1）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成27年4月24日現在)	(平成27年10月24日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		234,858,621	57,841,581
コール・ローン		53,546,687	35,987,395
株式		10,396,513,000	7,883,511,380
投資証券		-	89,168,500
出資金		16,844,979	-
派生商品評価勘定		155,046	-
未収入金		306,096,001	36,578,263
未収配当金		36,916,262	25,454,334
未収利息		29	19
流動資産合計		11,044,930,625	8,128,541,472
資産合計		11,044,930,625	8,128,541,472
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		46,275	125,685
未払金		140,069,364	-
未払解約金		38,036,880	1,773,330
流動負債合計		178,152,519	1,899,015
負債合計		178,152,519	1,899,015
純資産の部			
元本等			
元本	1	5,046,854,899	4,044,266,066
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		5,819,923,207	4,082,376,391
元本等合計		10,866,778,106	8,126,642,457
純資産合計		10,866,778,106	8,126,642,457
負債純資産合計		11,044,930,625	8,128,541,472

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式、投資証券および出資金 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

区分	(平成27年4月24日現在)	(平成27年10月24日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本 額、期中追加設定元本額および期中解 約元本額		
期首元本額	8,576,467,655円	5,046,854,899円
期中追加設定元本額	77,383,528円	130,149,076円
期中解約元本額	3,606,996,284円	1,132,737,909円
元本の内訳（注）		
日興JPMアジア・ディスカバリー・ ファンド	5,046,854,899円	4,044,266,066円
合 計	5,046,854,899円	4,044,266,066円
受益権の総数	5,046,854,899口	4,044,266,066口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	2.1532円 (21,532円)	2.0094円 (20,094円)

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
1. 貸借対照表計上 額、時価およびそ の差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はあり ません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済 され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿 価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等 に関する事項につ いての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない 場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定 においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件に よった場合、当該価額が異なることもあります。

## （デリバティブ取引等に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

## （通貨関連）

区分	種類	（平成27年4月24日現在）				（平成27年10月24日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 買建								
	アメリカドル	10,665,245	-	10,640,676	24,569	-	-	-	-
	フィリピンペソ	5,496,532	-	5,474,826	21,706	-	-	-	-
	売建								
	アメリカドル	274,484,707	-	274,416,136	68,571	54,301,815	-	54,427,500	125,685
	タイバーツ	10,665,245	-	10,578,770	86,475	-	-	-	-
合計		301,311,729	-	301,110,408	108,771	54,301,815	-	54,427,500	125,685

## （注）1．為替予約の時価の算定方法

- （1）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
  - ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- （2）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 2．換算において円未満の端数は切り捨てております。
- 3．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## 2【ファンドの現況】

原届出書の第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況 2ファンドの現況について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

## 【純資産額計算書】

（平成27年11月30日現在）

種類	金額	単位
資産総額	7,888,114,951	円
負債総額	18,575,823	円
純資産総額( - )	7,869,539,128	円
発行済口数	4,203,553,599	口
1口当たり純資産額( / )	1.8721	円

（参考）G I Mアジア・ディスカバリー・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成27年11月30日現在）

種類	金額	単位
資産総額	7,925,334,712	円
負債総額	41,063,958	円
純資産総額( - )	7,884,270,754	円

発行済口数	3,871,919,431	口
1口当たり純資産額( / )	2.0363	円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

原届出書の第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 1委託会社等の概況 について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

資本金の額（平成27年11月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

会社の意思決定機構

取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

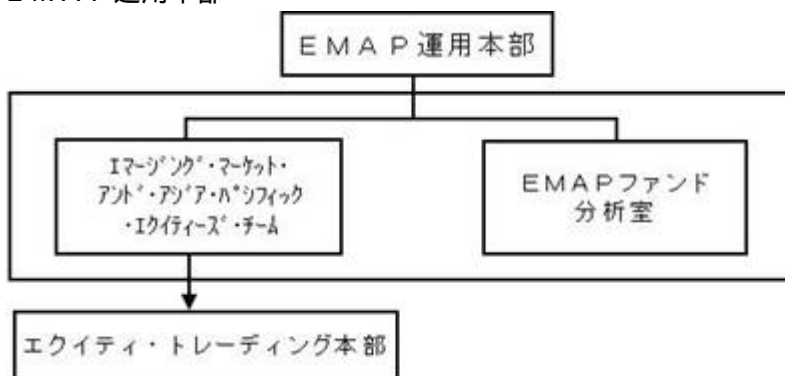
取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、取締役会は以下の事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することを以下の機関に委任しています。

- （イ）業務執行にかかる重要な事項（リスク管理に関する事項を除きます。）：経営委員会
- （ロ）リスク管理上の重要な事項：リスク・コミッティー

投資運用の意思決定機構

（イ）EMAP運用本部



（a）EMAP運用本部は、EMAP株式運用ストラテジー\*に基づいた運用を行います。

\* 「EMAP株式運用ストラテジー」は、企業取材を基本とする徹底的なボトムアップ・アプローチによる調査・分析を行い、企業の成長力に比べて株価が割安な銘柄に投資することにより、超過収益の獲得を目指す運用を行います。

（b）EMAP運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、EMAP株式運用ストラテジーに基づいた国内外の株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定します。

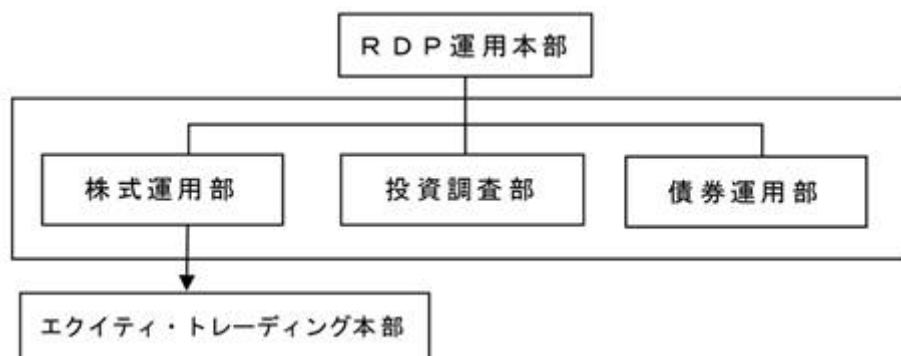
（c）エマージング・マーケット・アンド・アジア・パシフィック・エクイティーズ・チームは、J.P.モルガン・アセット・マネジメントの海外拠点からの情報を参考に、EMAP株式運用ストラテジーに基づき国内株式およびアジア株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。また、同チームが行う国内株式およびアジア株式の運用や海外関係会社に運用を委託しているEMAP株式運用ストラテジーによる株式の運用等について、関係各部署と連携し、

顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。

(d) エクイティ・トレーディング本部は、前記(c)のチームによる投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

(e) EMAPファンド分析室は、運用実績の分析を行い、前記(c)のチームにその結果を提供します。

#### (ロ) RDP運用本部



(a) RDP運用本部は、投資調査部、株式運用部および債券運用部で構成されます。投資調査部および株式運用部は、RDP株式運用ストラテジー\*に基づいた運用を行います。

\* 「RDP株式運用ストラテジー」は、個別企業の徹底した調査・分析に配当割引モデルによる客観的評価を加えることにより、超過収益の獲得を目指す運用を行います。

(b) 投資調査部に所属するアナリストはRDP株式運用ストラテジーに基づき主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。同部に所属するエコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。

(c) 株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、前記(b)の評価を検証の上、投資判断を行い、主に国内株式のポートフォリオの構築を行います。また、同部が行う国内株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。

(d) 債券運用部では、国内外の債券の運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断に利用し、国内外の債券のポートフォリオを決定します。また国内外の債券の売買を執行します。さらに、同部が行う国内外の債券の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。

(e) エクイティ・トレーディング本部は、株式運用部所属のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

(ハ) 前記(イ)および(ロ)以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

(注) 前記(イ)、(ロ)および(ハ)の意思決定機構、組織名称等は、平成27年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

(略)

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成27年5月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数のみ。)

	本数	純資産額(百万円)
公募追加型株式投資信託	74	720,563
公募単位型株式投資信託	1	2,533
公募追加型債券投資信託	1	420,859
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	63	1,390,671
総合計	139	2,534,626
親投資信託	61	-

(注) 百万円未満は四捨五入

<訂正後>

(略)

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成27年11月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数のみ。)

	本数	純資産額(百万円)
公募追加型株式投資信託	71	698,553
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	1	308,315
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	65	1,832,337
総合計	137	2,839,205
親投資信託	60	-

(注) 百万円未満は四捨五入



### 3【委託会社等の経理状況】

#### <訂正前>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

#### <訂正後>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、第26期中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた監査法人により中間監査を受けております。

なお、あらた監査法人は平成27年7月1日付をもって、名称をPwCあらた監査法人に変更しております。

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 3委託会社等の経理状況」について、以下の中間財務諸表が追加されます。

#### <追加>

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

		第26期中間会計期間末 (平成27年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
<b>流動資産</b>				
現金及び預金			4,149,704	
有価証券			4,814,835	
前払費用			63,289	
未収入金			7,754	
未収委託者報酬			2,620,220	
未収収益			2,215,682	
関係会社短期貸付金			6,212,000	
繰延税金資産			538,353	
その他			4,545	
流動資産計			20,626,384	97.4
<b>固定資産</b>				
投資その他の資産			558,403	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		28		
長期預け金		278,026		
敷金保証金		26,338		
繰延税金資産		134,452		
前払年金費用		26,986		
その他		32,570		
固定資産計			558,403	2.6
資産合計			21,184,787	100.0

		第26期中間会計期間末 (平成27年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			108,086	
未払金			1,997,392	
未払手数料		1,254,795		
その他未払金	1	742,597		
未払費用			604,857	
未払法人税等			601,504	
賞与引当金			1,162,681	
流動負債計			4,474,523	21.1
固定負債				
長期未払金			263,042	
賞与引当金			724,425	
役員賞与引当金			115,153	
固定負債計			1,102,622	5.2
負債合計			5,577,145	26.3

		第26期中間会計期間末 (平成27年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			12,389,644	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		12,355,967		
株主資本計			15,607,644	73.7
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			1	
評価・換算差額等計			1	0.0
純資産合計			15,607,642	73.7
負債・純資産合計			21,184,787	100.0

## (2) 中間損益計算書

		第26期中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			6,205,749	
運用受託報酬			3,430,045	
業務受託報酬			593,966	
その他			96,827	
営業収益計			10,326,587	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			4,389,522	
支払手数料		2,796,664		
調査費		1,171,968		
その他営業費用		420,889		
一般管理費			5,466,925	
営業費用・一般管理費計			9,856,448	95.4
営業利益			470,138	4.6
営業外収益	1	37,871		
営業外収益計			37,871	0.4
営業外費用	2	17,474		
営業外費用計			17,474	0.2
経常利益			490,536	4.8
税引前中間純利益			490,536	4.8
法人税、住民税及び事業税			571,421	5.5
法人税等調整額			273,311	2.6
中間純利益			192,425	1.9

## 重要な会計方針

項目	第26期中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>
3. その他中間財務諸表 作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

第26期中間会計期間末 （平成27年9月30日）	
1	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

## （中間損益計算書関係）

第26期中間会計期間 （自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）	
1	営業外収益のうち主要なもの（千円） 受取利息 13,546
2	営業外費用のうち主要なもの（千円） 為替差損 14,675

## （リース取引関係）

第26期中間会計期間末 （平成27年9月30日）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	268,492 千円
1年超	37,091 千円
合計	305,584 千円

## （金融商品関係）

第26期中間会計期間末（平成27年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,149,704	4,149,704	-
(2) 有価証券	4,814,835	4,814,835	-
(3) 未収委託者報酬	2,620,220	2,620,220	-
(4) 未収収益	2,215,682	2,215,682	-
(5) 関係会社短期貸付金	6,212,000	6,212,000	-
(6) 投資有価証券	28	28	-
(7) 長期預け金	278,026	277,196	830
資産計	20,290,498	20,289,667	830
(1) 未払手数料	1,254,795	1,254,795	-
(2) その他未払金	742,597	742,597	-
(3) 未払費用	604,857	604,857	-
(4) 長期未払金	263,042	262,256	786
負債計	2,865,293	2,864,506	786

## （注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益、及び(5) 関係会社短期貸付金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

## (7) 長期預け金

長期預け金の時価については、当該預け金の受取までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

## (1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

## （注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品



(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

## 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (有価証券関係)

第26期中間会計期間末（平成27年9月30日）

## 1. 関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他投資信託	28	30	1
合計		28	30	1

(注) 有価証券（中間貸借対照表計上額 4,814,835千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

## セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第26期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

### 1. サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託 業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	6,205,749	3,430,045	593,966	96,827	10,326,587

### 2. 地域ごとの情報

営業収益（単位：千円）

日本	その他	合計
8,325,845	2,000,741	10,326,587

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

### （1株当たり情報）

第26期中間会計期間 （自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）	
1株当たり純資産額	277,395円23銭
1株当たり中間純利益金額	3,419円98銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	192,425千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	192,425千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

&lt;訂正前&gt;

## (1) 受託会社

名 称 三井住友信託銀行株式会社  
 資本金の額 342,037百万円（平成26年9月末現在）  
 （略）

## (2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成26年9月末現在)	事業の内容
1	株式会社SBI証券*	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	エース証券株式会社*	8,831百万円	同 上
3	楽天証券株式会社*	7,495百万円	同 上
4	SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	同 上

\* 募集の取扱い以外の業務を行っています。

&lt;訂正後&gt;

## (1) 受託会社

名 称 三井住友信託銀行株式会社  
 資本金の額 342,037百万円（平成27年3月末現在）  
 （略）

## (2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成27年3月末現在)	事業の内容
1	株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	エース証券株式会社*	8,831百万円	同 上
3	楽天証券株式会社	7,495百万円	同 上
4	SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	同 上

\* 募集の取扱い以外の業務を行っています。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月9日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

### P w C あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山口 健志  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興JPMアジア・ディスカバリー・ファンドの平成27年4月25日から平成27年10月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興JPMアジア・ディスカバリー・ファンドの平成27年10月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年4月25日から平成27年10月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月11日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## P w C あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	荒川	進
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山口	健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。